

# 荘園研究の現在地と教科書記述

慶應義塾高等学校教諭

高橋 傑

## はじめに

荘園は、日本史の授業の中でも、扱いが難しいものの一つとされているが、「実教 702 日本史探究」（以下同じ）の中世のページをめくると、荘園の語が出てこないページを探す方が難しい。なぜなら、「中世は荘園制を基礎とする時代である」（p.75）、とされるように、中世の国家財政、軍制、ひいては荘民の生活を支える、中世社会を象徴するものだったからだ。

新科目「日本史探究」の教科書執筆にあたっては、1990年以降に進んだ研究成果が取り入れられたため、それまで慣れ親しんできた、主に荘園成立に関する説明が大きく塗り替えられている。そのため、主に荘園の立荘に関する用語、例えば「自墾地系荘園・寄進地系荘園」「免田<sup>よりうど</sup>寄人型荘園・領域型荘園」といった概念を説明している各教科書会社発行の冊子がここにきて充実している。

そこで本稿では、立荘に関する学説的な整理はこれらに譲り、具体的に前課程の「実教 312 日本史 B 新訂版」と新課程の「実教 702 日本史探究」における教科書記述の変化に着目し、教科書に反映された近年の学説を紹介しつつ、新たに中世荘園の典型とされた「領域型荘園」をどのようにイメージしたらよいか、考えていきたい。

## 1. 教科書記述の変化と近年の学説

先に述べた通り、立荘に関する教科書記述は大きく変わった。これまでの記述には、在地領主たる武士が貴族政権を下から突き崩して武家政権を成立させていく、というかつての在地領主制論のイメージと重ね合わされた「寄進地系荘園」論の影響が認められた。しかし立荘論によって寄進はあくまで立荘の一つのプロセスではあり、立荘には皇族や摂関家などの上級権力からの働きかけも必要だったことが明らかにされ、荘園の公的な性格が強調されるようになった。

これに対応し、「日本史探究」では「11世紀後

半、寺社や貴族に対する国の給付（封戸制）がどこおるようになり、それにかわるものとして荘園が設立された。また御願寺の造営がさかんとなり、朝廷はその運営財源として荘園の設立（立荘）を認めた」（p.77）とされ、荘園が国家財政を支える財源だったことを示す記述となった。

また、在地領主（開発領主）についても、かつてはその土地に根を張った存在としてイメージされたが、京都との往來を頻繁に行いながら、中央との様々な人脈につらなった存在「京武者」（p.81）という用語で説明されるようになった。こうして、先ほど述べたような立荘のイメージは二重の意味で否定されたのである。

こうして中世＝墮落した中央の貴族に、地方出身の武士が取って代わった世、というイメージは相対化され、荘園のイメージも変わらざるを得なくなった。そこで中世荘園の特徴として注目されるようになったのが、「領域型荘園」というイメージである。「日本史探究」では、「領域型荘園が成立すると、寺社は荘園に末寺末社を設立し、仏教の教えを説き広めることで民衆を円滑に支配しようとした。そして年貢を納めることが極楽往生につながる、と荘民に説いた」（p.84）と記述され、荘園領主が荘民を領域的に支配したことが語られている。この具体像については、次節で触れたい。

こうした、荘園領主と在地領主の関係の見直しは、鎌倉時代でも進んだ。鎌倉幕府が荘園制を財源的にも軍制的にも基盤にしていた側面が明らかにされ、荘園領主も鎌倉前期の<sup>かんき</sup>飢饉における飢饉対策などを通じて、地頭を取り込んだ荘園支配を行うようになったとされている。このような視角から荘園侵略の象徴とされる地頭請や下地中分を捉えると、地頭請はコストをかけずに年貢収取を可能とするシステムとも捉えられるし、荘園領主側からしか申請できない下地中分は、荘園領主が国家的な役割を大きくした武士に対して認

めた、国家的財源の再編成とも捉えられる。

このような研究の進展によって、「日本史B」では、「荘園の経営にも干渉することが多くなり、年貢などを横領して領主に打撃を与えた」、「多くの荘園では地頭の横暴がますますひどくなり」(p.95)といった記述が見られたのに対し、「日本史探究」では、「荘園領主と地頭も、日常的に協力しながら民衆を支配していた」(p.92)とされるなど、大きく記述が変わった。鎌倉幕府が荘園の存在を前提とした軍制を構築したことについても、「モンゴルとの戦いをふまえ、本所一円地の武士を御家人とし、神社領を保護するなどの改革をすすめようとした」(p.101)という記述に反映されている。

荘園制論の見直しは、南北朝・室町時代でも進展している。かつては守護をはじめとした武士が荘園を侵食していき、南北朝期から太閤検地までが、長くつづく荘園制の解体過程とイメージされた。しかし、室町幕府の財政構造が荘園制の存在を前提としたもので、荘園領主が年貢収取を室町幕府の支配体制（都市京都の求心性）に依存して行ったという「室町期荘園制」論が唱えられ、解体期というよりは変質した新たな荘園制が生まれた時代と捉えられるようになった。

これをうけ、「日本史探究」では「室町期荘園制」(p.115)というコラムが立てられるとともに、本文記述にも「鎌倉時代中期より武家地と本所一円地のすみ分けがなされ、南北朝の動乱で半済がおこなわれたが、それをふまえ幕府は、荘園領主の経営権を認める形で所領の再編をすすめた。この幕府・守護などの勢力に依存する形で再編された所領支配の秩序を室町期荘園制という」(p.115)という説明が盛り込まれ、解体ではなく再編された新たな荘園制が存在した時代として、室町期がイメージされている。

「日本史探究」の「歴史資料と中世の展望」(p.86, 87)では、鎌倉時代の大田文が室町時代にも再利用された例（丹後国大田文）を挙げているが、これは室町期にも鎌倉期の財政的な枠組み（荘園制）が維持され、武家や寺社の経済を支えていたことを生徒に読み取ってもらうためである。そして、武士＝荘園の侵略者、室町期＝荘園の解体期というイメージが払拭されればという試みでもある。

こうした「室町期荘園制」論によって、荘園制の解体のイメージも変化した。従来通り、戦国大名の分国支配の項には、「分国内に残されていた荘園もほとんどが有名無実化した」(p.135)、太閤検地の項には「荘園などにみられた一つの土地に数人の者が権利をもつ複雑な土地関係は整理され」(p.150)といった記述が見られ、荘園現地における土地制度としての荘園の終焉が語られるとともに、応仁の乱を経て下剋上の社会となり、「幕府や守護の権力に依存していた室町期荘園制も維持できなくなった」(p.125)といった記述が加わった。室町期荘園制が室町幕府が所在する都市京都の求心性を前提としているため、このような記述となったのである。荘園・荘園制の終焉をどの時代と捉えるかは、これらの本質をどこに見るかによって研究者間でも意見が分かれており、現在も議論が続いている。

以上見てきたように、今や荘園制は院政期～室町期・戦国期までを貫く制度であることが明らかになった。そして、「荘園公領制といい、院政といい、私的なものと公的なものが混在しているのが、中世という時代の特徴である」(p.79)とされているように、起源は私的な存在でありつつも公的なものとなった荘園のあり方こそが、中世の特質なのである。これこそが、中世がわかりにくい時代である原因とも考えられるが、中世荘園制は古代律令制、近世幕藩制に挟まれた混沌としたあり方ではなく、そこに独自のあり方が存在したことを、近年の研究は明らかにしてきたのである。

## 2. 領域型荘園をイメージする

ここまで確認してきた通り、近年の研究では荘園が私的な関係で存在のきっかけを得るとともに、立荘自体は公的な手続きで行われ、様々な国家機構を財政的に支えた存在だったことが明らかにされた。また、武家政権たる幕府も荘園制に依存する形で財政・軍制を維持してきたことが明らかとなった。その結果、「寄進地系荘園」によってイメージされてきた荘園像は崩れたが、一方で中世的な荘園とはどのようなものなのか、という事がイメージしにくくなっている。

そこで登場してくるのが先に見た「領域型荘園」という概念である。この用語自体は「日本史B」でも用いられているように新しいものではない

が、新たにクローズアップされてきたといえよう。

では、荘園が領域を持つということの意味を生徒にどのようにイメージしてもらったらよいか、いくつかの点から例示してみたい。ちなみに、京都近郊の荘園等、構成する田畠が散在している場合もあり、すべての荘園が明確な領域を持っていた訳ではないが、多くの荘園は領域を持つものであったことを確認しておきたい。

### a. 荘園というエリアの設定

立荘の際、その領域の四隅を示すものを四至といい、それぞれ東西南北の端（東は～まで、西は～まで、北は～まで、南は～まで）が山野河海等のランドマークで示される。そして、それを現地で実際に示すものを勝示ほうしという。このようなあり方を示すものとして、「日本史探究」(p.76) 図 1 で示された紀伊国栲田荘（和歌山県かつらぎ町）絵図のトレース図は著名であろう（この絵図の詳細な模本は、東京大学史料編纂所蔵荘園絵図模本データベースで閲覧することができる。「栲田」で検索）。

この絵図を見ると、北東・北西の勝示は静川の対岸に描かれ、栲田荘が静川を領域として取り込もうとしていることが分かる。これは、栲田荘の水田が静川を水源とする用水路から水を得ているためだが、荘園の領域の設定が現地の農業事情と深く結びついていることを示唆している。

栲田荘の現地には勝示は現在残されていないが、播磨国鶴荘（兵庫県太子町）には、「太子の投げ石」という勝示石と伝わる石が現存している。荘園の実際の勝示石かどうかは留保が必要だが、これを Google ストリートビューなど、各種地図の web サイトで閲覧すると、勝示石のイメージがつかみやすい（平方の勝示石（北緯 34.843012526594336, 東経 134.5823029787207））。法隆寺領荘園の領域が、聖徳太子が投げた石によって形作られた、という伝承も、領域型荘園の成立事情を示唆しており興味深い、ひとまず置いておく。

### b. エリアを構成する要素

次に、このような荘園の「エリア」はどのような要素で構成されていたのか確認したい。表 1(表 1・4 は『荘園史研究ハンドブック』, 表 2・3 は永原慶二『荘園』1998 年より) では天竜川中流域にある

遠江国池田荘（静岡県磐田市、浜松市）の領域内では、田、畠、野、川、浜、河原、在家等が荘園領主に把握されていたことがわかる。この他、いくつか例を挙げると、紀伊山地の中の紀伊国阿比河荘（和歌山県有田川町）では粟を収穫する粟林、瀬戸内海の芸予諸島の伊予国弓削島荘（愛媛県上島町）では塩を焼くための塩穴、美濃国大井荘（岐阜県大垣市）・播磨国矢野荘（兵庫県相生市）では、軍事（建築資材、矢など）用途、あるいは洪水対策とも言われる竹が把握されている。このように、荘園の立地によって特徴的な要素が存在し、荘園領主はそれを把握していた。

田	385町4段1丈	51.6%
見作	261町2段3丈	(67.8)
年荒	60町 2丈	(15.6)
田代	64町1段1丈	(16.6)
畠	164町3段2丈	22.0%
常荒	49町1段3丈	6.6%
野	58町1段3丈	7.8%
河	30余町	4.0%
浜	20余町	2.7%
河原	40余町	5.4%
在家	50宇	

表 1 池田荘の土地構成

### c. 荘園の人々の生業と税

荘園現地の様子を荘園領主が把握しようとするのは、当然そこから税を得るためである。ということは、何を税として集めるかという事に、荘園に暮らす人々の生活が反映されるのは当然である。そして、その税は主に年貢（毎年耕地に対して賦課される税）と公事（臨時的に用途指定で課される税）から成り立っていた。

荘園で主に賦課される税は、人々が耕作する「定田（畠）」（公的に課税対象とされた田や畠）に対して課される年貢で、基本的に米の納入が求められることが多かった。このことから、基本的に多くの荘園に暮らす人々が、農業をベースに生活していたことが窺われる。

しかし、荘園の立地によっては、米だけではなく荘園領主が求める様々なものが年貢として納められる場合もあった。表 2 によれば、山陽道や山陰道、西海道では米を納める荘園が多いが、東海道や東山道からは絹が多く、畿内からは多様なものが納められている。山陽道・山陰道・西海道から

の年貢に米が多いのは、瀬戸内海の海上交通が、米の大量輸送に適していたからと考えられる。

米以外のものを徴収する場合も、賦課のベースは米であることが多く、米の賦課額が定められた上で、その代わりに何か別のものを納める、という形がとられた。逆に言えば、荘園領主が自由勝手に課税できたわけではなく、それ以前から存在した律令の税制の枠組みをベースとした税制をとったということになる。こうして、荘園領主が欲する米以外のもの、例えば先述の栗林や塩穴、桑などに課税する理屈が成り立ったのである。

荘園の年貢として何が納められるかは、そこで実際に収納できるかに加えて、荘園領主が存在する都市への輸送の利便性、そして荘園領主が何を欲しているか、ということも関わっていたのである。

一方、公事は耕地にかかる年貢以外の税一般をさす。そのため、様々な名目で、様々な負担が存在した。表3を見ると、荘園領主のみならず、荘園支配に関わる様々な人々が徴収し、耕地面積や人口別、山や川への入山料・入漁料などの名目で、餅や栃、栗など様々なものが徴収されている。また、京上夫などの人夫役（ものを運ぶ労役）や、炭焼き、草刈りなどの労働が、税として荘園の人々に賦課されていた。

また、荘園領主は荘園に住む様々な職業の人々の活動にも着目し、彼らが所有する田畠に対する税を免除（除田・除畠）する代わりに荘園経営の仕事を委ねたり、様々な生業を保護したりした。表4を見ると、様々な職業の人々に対して、年貢の控除が行われていることがわかる。そして、そ

公事の賦課主体	勅役・院役・国役・神役・寺役・本家役（本役）・預所役・下司役・武家役・地頭役・守護役
公事の賦課単位	御家人役・荘役・段銭・棟別・人別・間別・牛別・帆別・山手・川手・浦役・関銭・津料・市庭銭・座銭・一献料・節料
雑公事	餅・栃・甘栗・生栗・串柿・薯蕷・野老・牛蒡・蒟蒻・土筆・干蕨・胡桃・むかご・胡麻・平茸・梨子・桶・足桶・杓・呂子・餅櫃・折敷・薦・続松・差糸・汲
夫役	京上夫・兵士役・佃の耕作・仕丁・炭焼き夫・草刈夫・陣夫・人足・軍夫

表3 様々な公事

所在地	除田の名称	面積	出典
武藏国稲毛荘	皮古作免	5反	承安元年稲毛荘檢注帳
肥前国	土器作	1	承元2年源老讓状
同	土器細工作	1(?)	同上
相模国早河荘	伴細工	?	寛元2年藤原重俊寄進状
安芸国沼田新荘	革染給	5	仁治4年正檢注目録
同 沼田本荘	白皮造給	3	建長4年御正檢目録写
伊予国国衙領(部分)	経師免	7	建長7年伊予国免田注文
	織手免	25町	同上
	紙工免	2	同上
	傀儡免	1	同上
	銅細工免	1	同上
	口クロ師免	1	同上
	紺掻免	1	同上
備中国新見荘	番匠給	約9反	文永8年(?)同荘東方地頭方山里畠内檢取帳
*	工免	1	文永8年地頭方東方田地実檢名寄帳
*	鍛冶給	1	同上
*	番匠給	1	同上
*	辨物屋(?)	1、10代	同上

表4 除田の主な種類と面積

の代わりに、生業で生み出されたものを別の税（公事）として納入させた。

そして、荘園領主は荘園に暮らす人々の信仰活動にも一定の保護を与えた。伊予国弓削島荘では八幡宮以下、様々な神社に対して、「除畠」として年貢の控除が行われる畠が設定されていた。ここで控除された年貢に相当する財源で、これらの

	全荘の分布	米	絹・糸・綿・布	油	紙	香	苴	炭・薪・続松	樽・材木	その他	年貢未定荘園	不明
五畿内	14	4	1	2		1	1	1		3	1	
東海道	13	2	8	1	1						1	
東山道	14	1	13									
北陸道	12	5	4			1				2		
山陽道	14	7		1	1	1		2	1	1		
山陰道	16	5	4	1	2		1		1	1		1
南海道	7	2		2				1	1	1		
西海道	5	5										
不明	1										1	
荘園数計	96	31	30	7	4	3	2	4	3	8	3	1
収納額計		6,141石	絹1,462疋 糸5,676兩 綿19,256兩 布2,820反	20石5斗	12,500帖 429枚 50兩	8石斗	300枚	炭176籠 薪4,100束 続松1,000把	樽13,000寸 78寸木200支 樹木物2,000			

表2 長講堂領荘園の年貢の負担形態

寺社の信仰活動は営まれていたのだろう。

このように、荘園領主は、荘園に暮らす人々の生業に合わせて課税し、再生産を保障しつつ、その暮らしに一定の配慮をすること（撫民）によって、荘園支配の安定化をはかっていた。荘園現地の寺社が荘園支配と関わっていたことについて、「日本史探究」の教科書記述に反映されたことは先に見た通りである。

ちなみに、領域型荘園の具体像をイメージするには、実際に現地を歩くことが一番である。例えば、「日根荘遺跡」として国史跡に指定されている和泉国日根荘の現地を歩くと、重要文化的景観の「日根荘大木の農村景観」や「十二谷池」などの灌漑施設、「日根神社」・「慈眼院」などの寺社に中世の面影を見てとることができる。さらに残された段丘崖を見ると、これを越えて引水することがどれだけ難しかったか、そしてその事が荘園における耕地開発の上でどれだけ的重要性を持ったのか、ということも感じることができる。

このような領域型荘園の立荘が、どのようになされたのかを生徒に想像してもらうため「日本史探究」の「歴史資料と中世の展望」(p.86, 87)では、和泉国日根荘の関連した官宣旨と絵図・地質図が示されている。荘園が一定の領域を持って立荘され、そこには様々な人々が関わり、そして実際の人々の生活が存在したということを、これらの資料から読み取ることができる。

## おわりに

以上、中世荘園制に関する研究の動向と教科書記述、そして領域型荘園のイメージについて紹介したが、寄進のメリットが強調されなくなった分、荘園現地の人々がなぜ荘園の成立を欲したのか、という点がわかりにくくなった感がある。この点、近年の田村憲美氏の研究は、院政期の気候変動の影響で生業に適した場所が変わり、隣接する共同体同士の生活圏が重なるようになった結果、訴訟等の紛争に備えて、現地の人々の間により上級の権力と結びつこうとする動きが広がり、立荘の動きにつながったことを明らかにしている。重要な視座であろう。

また、荘園制の解体、惣村の成立についても橋本道範氏、高木徳郎氏等の研究によって、現地に



写真 日根荘域の段丘崖

における生業のあり方の変化が関係しているとの視点が提供されている。

これらの研究が教科書に反映されるためには、さらなる研究の進展による類例の蓄積が必要となろうが、気候変動・環境と荘園の関係性を授業の際に意識しておく、荘園とそこに暮らす人々に関するイメージは豊かになるだろう。

国立歴史民俗博物館の「データベースれきはく」に、「日本荘園データベース」がある。ここでは、現在の自治体名からかつて存在した荘園を検索することができる。これを使うと、本州・四国・九州周辺に、いかに多くの荘園が存在したかが分かる。かつて身近にあった荘園が、日本史探究の授業を通じて、再び身近な存在になることを願ってやまない。

### 参考文献

- 鎌倉佐保「寄進地系荘園を捉え直す―鹿子木荘の問題点―」(『地歴・公民科資料』72号, 実教出版, 2011年)
- 鎌倉佐保「荘園の基礎知識」(『地歴最新資料』第32号, 第一学習社, 2023年)
- 守田逸人「寄進地系荘園と領域型荘園」(『山川歴史PRESS』第16号, 山川出版社, 2023年)
- 佐藤克彦「中世荘園の立荘を授業でどのように扱うか」(『地歴・公民科資料 ChiReKo』2023年2学期号, 帝国書院, 2023年)
- 西田友広「寄進地系? 領域型? - 中世荘園を考える -」(『ニューサポート 高校社会』vol.40, 東京書籍, 2023年)
- 永原慶二『荘園』(吉川弘文館, 1998年)
- 荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』(東京堂出版, 2013年)
- 鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望』(吉川弘文館, 2022年)
- 伊藤俊一『荘園』(中央公論新社, 2021年)
- 『「荘園」で読み解く日本の中世』(宝島社, 2023年)
- 田村憲美「一〇～一二世紀の気候変動と中世荘園制の形成」(伊藤啓介・田村憲美・水野章二編『気候変動から読みなおす日本史 第4巻 気候変動と中世社会』臨川書店, 2020年)
- 橋本道範『日本中世の環境と村落』(思文閣出版, 2015年)
- 高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』(校倉書房, 2008年)